

## 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書類一覧

### 介護老人福祉施設

#### 提出書類

介護給付費算定届連絡先

(別紙2)介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

(別紙1)介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

事 項	添 付 書 類
地域区分	・なし
施設等の区分	・なし
☆LIFEへの登録	・なし
夜間勤務条件基準	・勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※減算開始時・・・人員欠如が発生した月の実績
職員の欠員による減算の状況	※減算解消時・・・人員欠如が解消された月の実績
ユニットケア体制	①平面図等 ②勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表
身体拘束廃止取組の有無	・なし
☆安全管理体制	・なし
☆栄養ケア・マネジメントの実施の有無	・栄養マネジメント体制に関する届出書(別紙11)
日常生活継続支援加算	①日常生活継続支援加算に関する届出書(別紙16) ②日常生活継続支援加算算定表 ③勤務体制および勤務形態一覧表(参考様式1) ※届出月の前3月間の勤務実績表 ④介護福祉士登録証の写し
☆テクノロジーの導入 (日常生活継続支援加算関係)	・テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書(別紙16-2)
看護体制加算(I)	★①看護体制加算に係る届出書(別紙9-3) ②看護師の資格を証する免許証の写し ③勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表

看護体制加算(Ⅱ)	<p>★①看護体制加算に係る届出書(別紙9-3)</p> <p>②看護職員の資格を証する免許証の写し</p> <p>③24時間の連絡体制を確保していることがわかる資料 (夜間連絡体制、連携を図る病院・診療所・訪問看護ステーションとの契約書等の写し)</p> <p>④勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表</p>
夜勤職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)	<p>★①夜勤職員配置加算算定表</p> <p>②夜勤職員配置加算算定表(別紙)</p> <p>③勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※届出前月の勤務実績表</p>
夜勤職員配置加算(Ⅲ)(Ⅳ)	<p>夜勤職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)の添付書類に加え、</p> <p>④喀痰吸引等の特定行為を行うことができる資格を証する書類の写し(喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置する場合)</p> <p>⑤登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)の登録通知書の写し</p>
☆テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)	<p>★テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書(別紙22)</p> <p>*夜勤職員配置加算に係る見守り機器の導入</p>
準ユニットケア体制	<p>①平面図等</p> <p>②勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表</p>
☆生活機能向上連携加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	<p>★生活機能向上連携加算に係る届出書(暫定様式)</p>
個別機能訓練加算	<p>①機能訓練指導員の資格を証する免許証または資格証の写し(はり師、きゅう師については、実務経験証明書も必要)</p> <p>②機能訓練指導員に任じる辞令の写し、事務分掌表等</p> <p>③勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表</p>
☆ADL維持等加算[申出]の有無	
若年性認知症入所者受入加算	・なし
常勤専従医師配置	<p>①医師資格を証する免許証の写し</p> <p>②勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表</p>

<p>精神科医師定期的療養指導</p>	<p>①認知症である入所者が全入所者の3分の1以上を占めることが確認できる資料(入所者名等の記載のないもの)</p> <p>②精神科を担当する医師であることが確認できる資料(資格証等の写し、経歴書等)</p> <p>③勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)</p> <p>※算定を開始する月の勤務予定表</p>
<p>☆障害者生活支援体制(Ⅰ)(Ⅱ)</p>	<p>①視覚障害者等である入所者の数が所定数以上であることが確認できる資料</p> <p>②障害者生活支援員の資格を証する免許証または資格証の写し</p> <p>③勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)</p> <p>※算定を開始する月の勤務予定表</p>
<p>栄養マネジメント強化体制</p>	<p>①<b>栄養マネジメント体制に関する届出書(別紙11)</b></p> <p>②管理栄養士・栄養士の資格を証する免許証の写し</p> <p>③勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)</p> <p>※算定を開始する月の勤務予定表</p>
<p>療養食加算</p>	<p>・栄養士または管理栄養士の資格を証する免許証の写し</p>
<p>配置医師緊急時対応加算</p>	<p>★①<b>配置医師緊急時対応加算に係る届出書(別紙21)</b></p> <p>②24時間対応できる体制を確保していることがわかる資料(配置医師と施設との間の取り決め、連携を図る協力医療機関との契約書の写し等)</p>
<p>☆看取り介護体制(Ⅰ)(Ⅱ)</p>	<p>★①<b>看取り介護体制に係る届出書(別紙9-4)</b></p> <p>②看護師の資格を証する免許証の写し</p> <p>③24時間の連絡体制を確保していることがわかる資料(夜間連絡体制、連携を図る病院・診療所・訪問看護ステーションとの契約書等の写し)</p> <p>④看取りに関する指針</p> <p>⑤勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)</p> <p>※算定を開始する月の勤務予定表</p>
<p>在宅・入所相互利用体制</p>	<p>・在宅・入所相互利用計画、方針等</p>

<p>認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)</p>	<p>【(Ⅰ)・(Ⅱ)共通】</p> <p>★①認知症専門ケア加算に係る算定要件確認表(暫定様式)</p> <p>②勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表</p> <p>③認知症介護実践リーダー研修修了証の写し</p> <p>【(Ⅱ)の場合】</p> <p>④認知症介護指導者研修修了証の写し</p>
<p>褥瘡マネジメント加算</p>	<p>★褥瘡マネジメントに関する届出書(別紙23)</p>
<p>☆排せつ支援加算</p>	<p>・なし</p>
<p>☆自立支援促進加算</p>	<p>・なし</p>
<p>☆科学的介護推進体制加算</p>	<p>・なし</p>
<p>☆安全対策体制</p>	<p>・なし</p>
<p>サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</p>	<p>★①サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-4)</p> <p>②サービス提供体制強化加算(Ⅰ)算定表</p> <p>③介護福祉士登録証の写し</p> <p>④勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※前年度各月(3月を除く)の勤務実績表 ※前年度の実績が6月未満の場合(新規開設、再開の場合を含む。):届出月の前3か月の勤務実績表 ※備考欄等で介護福祉士が誰か分かるように記載してください。 ※常勤換算数の算定根拠が分かるように記載してください(計算表等の添付でも可)。</p>
<p>サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</p>	<p>★①サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-4)</p> <p>②サービス提供体制強化加算(Ⅱ)算定表</p> <p>③勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※前年度各月(3月を除く)の勤務実績表 ※前年度の実績が6月未満の場合(新規開設、再開の場合を含む。):届出月の前3か月の勤務実績表 ※常勤換算数の算定根拠が分かるように記載してください(計算表等の添付でも可)。</p>

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	<p>★①サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-4)</p> <p>②サービス提供体制強化加算(Ⅲ)算定表</p> <p>③サービス提供体制強化加算(Ⅲ)算定表[別紙](または職員の勤続年数がわかる書類)</p> <p>④勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)</p> <p>※前年度各月(3月を除く)の勤務実績表</p> <p>※前年度の実績が6月未満の場合(新規開設、再開の場合を含む。):届出月の前3か月の勤務実績表</p> <p>※備考欄等で3年以上勤務者が誰か分かるように記載してください。</p> <p>※常勤換算数の算定根拠が分かるように記載してください(計算表等の添付でも可)。</p>
介護職員処遇改善加算	○算定しようとする前々月の末日までに介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善加算計画書を提出する必要があります。
介護職員等特定処遇改善加算	○算定しようとする前々月の末日までに介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善加算計画書を提出する必要があります。

(注)

1. ☆印は、創設された加算あるいは算定要件が変更された加算
2. ★印は、新たな様式または変更した様式
3. 既存の加算を新たに算定する場合等についても、今回改正に伴う項目と併せて届け出てください。
4. 算定要件を満たさなくなる場合は、速やかに届出を行うとともに、加算要件が満たされなくなった日または月から加算の算定は行わないでください。
5. 重複する添付資料は、1部のみ提出してください。
6. 上記の添付書類および様式については、厚生労働省からの正式な通知等が示されるまでの暫定様式等であり、今後正式な通知等が発出された際に、提出書類の追加・差し替え等が必要になる場合がありますのでご了承ください。